

高潮氾濫危険情報の運用開始について

平成30年9月の台風第21号により、全国各地で想定を超える高潮被害が発生したことから、台風の常襲地帯である本県沿岸の高潮への備えを強化するため、「高潮氾濫危険情報」の発表について、徳島県水防計画に規定し、運用を開始した。

1 高潮氾濫危険情報

切迫する高潮氾濫の発生を警戒すべき水位として設定した「高潮氾濫危険水位」に到達すると、県民の皆様に屋内の上階や近隣の高い建物など、安全な場所への緊急的な避難を促すため、県から市町・マスコミ各社に対し、「高潮氾濫危険情報」を発表する。

2 対象海岸と高潮氾濫危険水位

海岸名	讃岐阿波沿岸	紀伊水道西沿岸	海部灘沿岸
基準水位観測所	折野港	徳島小松島港	由岐漁港
高潮氾濫危険水位	T.P. +1.9m	T.P. +1.8m	T.P. +1.8m

※T.P. (Tokyo Peil 東京湾中等潮位)：東京湾の平均海面からの高さ

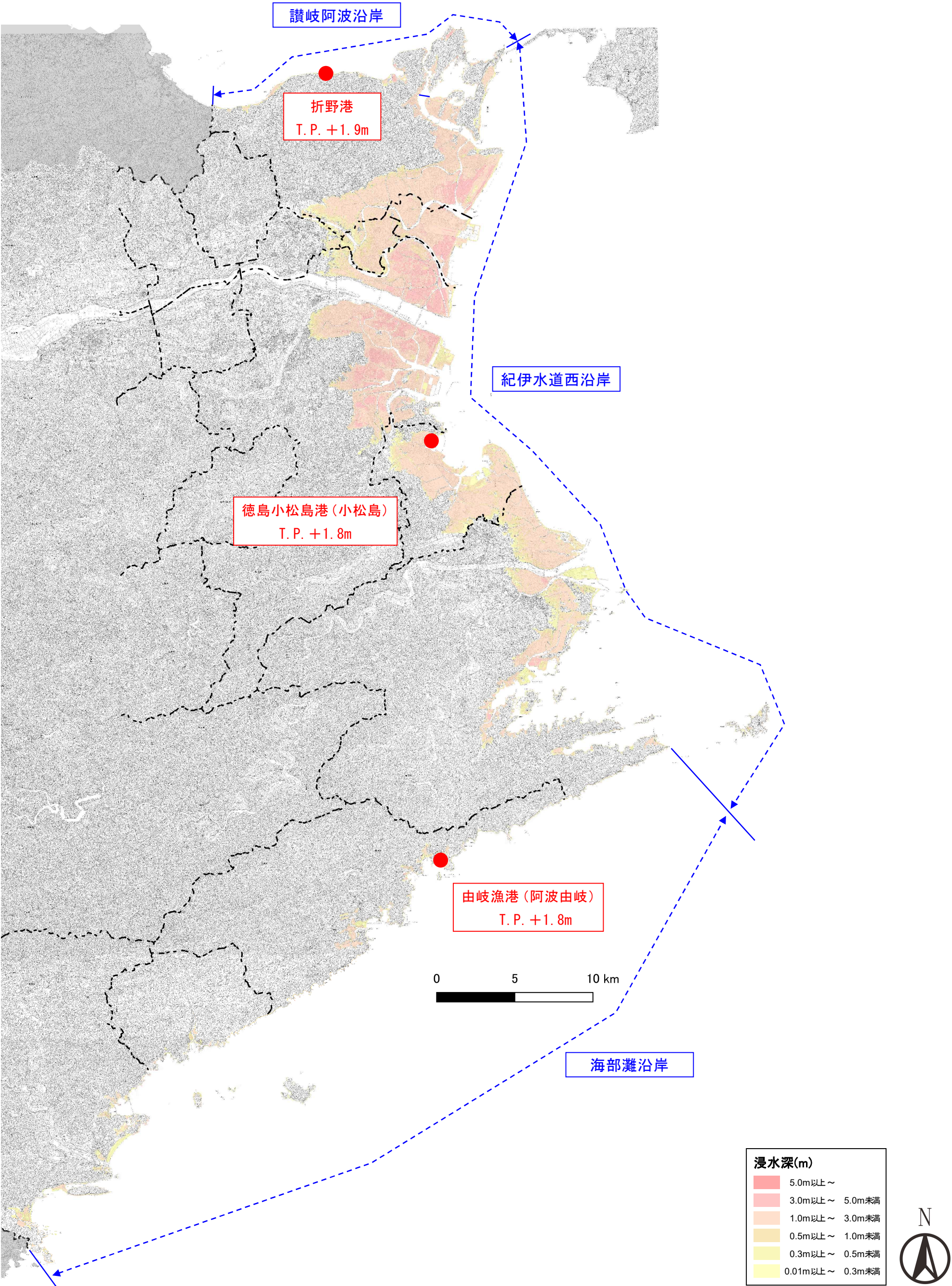
3 運用開始日

令和2年9月1日

4 関係市町

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町

各沿岸の高潮特別警戒水位及び基準水位観測所



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元四複、第 37 号)